

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2) 事業内容欄の1の(1)の②「有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、有害捕獲については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、要綱第3の2の(3)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
- ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備
 - イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
 - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(1)の⑤の「サル複合対策」については、ニホンザルを対象獣種とし、加害群等の生息状況調査を行った上で、サルの群れごとに、捕獲活動、追い払い、追上げ、侵入防止、技術実証及び生息環境管理（緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等）の取組の中から2つ以上の取組をパッケージとして効果的に組み合わせて行うものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(1)の⑥の「他地域人材活用」については、都市部等の他地域に居住かつ勤務する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、有害捕獲活動を2回以上行うものとする。